

農業集落排水施設使用料のお知らせ

美浜町水道課

令和元年10月1日から消費税が8%から10%になります。

これに伴い、農業集落排水施設使用料も消費税相当額を改定します。

経過措置として、令和元年10月1日前から継続して使用している方は、12-1月分（1月検針分）から改定となります。

農業集落排水施設使用料（1か月）

使用料金（1か月につき）			
基本料金		超過料金	
排水量	金額	排水量	金額
10 m ³ まで	1,060円	1 m ³ につき	106円

計算例：2か月で61 m³使用の場合

基本料金	2か月20 m ³ まで	2,120円
超過料金	61 m ³ - 20 m ³ = 41 m ³		
	106円 × 41 m ³	4,346円
			計 6,466円
	農業集落排水施設使用料	6,460円	（10円未満切り捨て）

《お問い合わせ先》美浜町役場 水道課 工務係 電話（0569-82-1111）

内線239